

9月2日の「第2次世界大戦終結の日」について

2010/07/27

上野 俊彦

1. 『読売新聞』および『日本経済新聞』による「第2次世界大戦終結の日」制定についての報道

『読売新聞』は、2010年7月26日付朝刊7頁に、以下のような記事を掲載した。

露 対日戦勝記念日制定

【モスクワ＝貞広貴志】ロシア大統領府は25日、日本が降伏文書に調印した9月2日を第2次世界大戦終結の「記念日」とする法案にメドヴェージェフ大統領が署名したと発表した。露上下両院が今月、相次いで法案を圧倒的多数で採択していた。

『日本経済新聞』の同日付朝刊4頁の記事は、以下のようなものであった。

「対日戦勝記念日」制定法案 ロシア大統領が署名 日露関係に影響も

【モスクワ＝石川陽平】ロシア大統領府は25日、日本が第2次世界大戦の降伏文書に署名した9月2日を記念日に制定する法案にメドヴェージェフ大統領が署名したと発表した。ロシアは対独戦勝利の5月9日を「戦勝記念日」として祝日としている。新たに、祝日ではないが対日戦の戦勝記念日を制定した。北方領土返還を求める日本をけん制する意味合いもあると見られ、日露関係に影響する可能性がある。

ロシア大統領が署名したのは「ロシアの軍の栄光の日と記念日に関する連邦法」の改正法案。終戦65周年を機に極東で対日戦の記念日制定を求める声が高まった。

「1945年9月2日に日本の降伏文書が署名された。この文書にはソ連を含む軍事行動に参加した連合国の代表が署名した。この日を第二次大戦終結を記念する日とする」との内容。ソ連は8月15日以降も北方領土への侵攻を続けた経緯がある。

これら『日本経済新聞』および『読売新聞』の記事は、いずれも、見出しに「対日戦勝記念日制定」といった文言を使用している点で極めて不正確である。

2. 実際に制定された法律

実際に、2010年7月23日にメドヴェージェフ大統領が署名した法律は、以下のようなものである。

「ロシアの、軍人の栄光の日、および記念日についてのロシア連邦法」の第1.1条の修正についてのロシア連邦法

2010年7月7日国家会議採択

2010年7月14日連邦会議承認

1995年3月13日付連邦法第32号「ロシアの、軍の栄光の日、および記念日についての連邦法」第1.1条を以下のように修正する。

第1.1条 ロシアの記念日

ロシア連邦は以下のロシアの記念日を定める。

1月25日 ロシア学生の日

4月12日 宇宙飛行士の日

6月22日 記憶と悲嘆の日 — 第2次世界大戦開戦の日（1941年）

6月29日 パルチザンと地下活動家の日

7月28日 ルーシ洗礼の日（キエフ・ルーシがキリストを受容した日—上野注）

9月2日 第2次世界大戦終結の日（1945年）

9月3日 テロリズムとの闘争における連帯の日

11月7日 1917年の10月革命の日

12月9日 祖国英雄の日

12月12日 ロシア連邦憲法の日

ロシア連邦大統領

D. メドヴェージェフ

モスクワ、クレムリン

2010年7月23日

連邦法第170号

3. 実際に制定された法律の意味

この「『ロシアの、軍人の栄光の日、および記念日についてのロシア連邦法』の第1.1条の修正についてのロシア連邦法」（以下、たんに「2010年7月23日付連邦法第170号」とする）は、それまでの「ロシアの、軍人の栄光の日、および記念日、についてのロシア連邦法」¹第1.1条に「9月2日 第2次世界大戦終結の日（1945年）」という文言を追加しただけである。

今回の修正により、「9月2日 第2次世界大戦終結の日（1945年）」が加えられたことは、法的には、ロシアの記念日に、開戦の日があって、終戦の日がないことのアンバランス状態を解消するものであって、それ以上のものではない。これは、愛国主義的な発言

¹ 「ロシアの、軍人の栄光の日、および記念日についてのロシア連邦法」は、初め1995年3月13日付連邦法第32号「ロシアの、軍人の栄光の日（勝利の日）についてのロシア連邦法」（以下、たんに「1995年3月13日付連邦法第32号」とする）として制定され、その後、2005年7月21日付連邦法第98号により、法律名を「ロシアの、軍人の栄光の日、および記念日についてのロシア連邦法」と変更するとともに、第1.1条を追加したものである。なお、ロシアでは、例えば、第1条と第2条のあいだに新たな条文を挿入する場合、挿入する条文を第2条とし、これまでの第2条を第3条とし、以下、同様に条番号を1つずつずらすという方法をとらず、これまでの条番号はそのままとし、第1条のあとに第1.1条を挿入するという方法をとる。したがって、第1.1条は第1条に含まれている、ないしは第1条の下位に置かれている条文ではない。

で知られるミローノフ上院議長の「歴史的な公平性を回復した」という7月26日の発言²とも符合している。

そもそも「1995年3月13日付連邦法第32号」は、その第1条において、「軍人の栄光の日」を定めており、9月2日は、その「軍人の栄光の日」を定めた第1条ではなく、「ロシアの記念日」を定めた第1.1条に加えられている。そのことは、9月2日が、軍事的意義よりも歴史的意義が強い日であると認識されていることを意味している。さらに、そのことと、「5月9日 1941-45年の大祖国戦争におけるソ連国民の勝利の日（1945年）」、すなわち、いわゆる対独戦勝記念日が、「1995年3月13日付連邦法第32号」第1条の「軍人の栄光の日」のなかに組み込まれていることと考え合わせると、9月2日を「対日戦勝記念日」として「軍人の栄光の日」として加えることを避けていることは明らかである。

むろん、ロシア国内で、9月2日を「対日戦勝記念日」であるとか、「日本軍国主義に勝利した日」であるとする意見が存在することは事実であるが、そうした意見でさえ、ただちに反日的意見とすることはできない。というのは、そうした意見の多くは、第2次世界大戦当時の日本軍国主義に対する批判的意見であって、必ずしも今日の日本を念頭においた反日的意見ではないし、また同時に第2次世界大戦における労苦をしのぶという気持ちの表現であると考えられるからである。

したがって、9月2日をロシアの記念日に加えた「2010年7月23日付連邦法第170号」の制定をもって、ロシアにおける反日政策ないし反日姿勢が強化されていると理解するのは正しくない。

むしろ、終戦65年を期に、あらためて第2次世界大戦における労苦に思いを馳せ、第2次世界大戦を歴史的記憶に強くとどめようとする考え方であると理解すべきである。そうした考え方に、ナショナリズム的ムードの強まりを見いだすこともできるが、それはソ連崩壊後のロシアにおいて、終始一貫して見られるものであり、近年それがとくに強化されているという証拠はあまり見いだすことができない。

² <<http://japanese.ruvr.ru/2010/07/26/13529091.html>> [2010/07/27 アクセス]